

令和5年度第1回小金井市青少年問題協議会

日時：令和6年2月26日（月）午前10時30分～

場所：市民会館・萌え木ホール 3階A会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 副会長の互選について
- (2) 会長職務代理の指名について
- (3) 過去に実施した意見具申、答申、提言等の報告について
- (4) 今後の審議について
- (5) その他
 - ・関係行政機関からの報告等

3 閉会

【配布資料】

- ・小金井市青少年問題協議会条例及び同条例施行規則（資料1）
- ・小金井市青少年問題協議会委員名簿（資料2）
- ・過去の青少年問題協議会の調査テーマ等（資料3）

（参考資料）

- ・小金井市青少年問題協議会の運営方法等について（案）

小金井市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、本市に市長の附属機関として小金井市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び25人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員のうち市議会が指名する者 5人

(2) 学識経験者 12人以内

(3) 関係行政庁の職員 4人以内

(4) 市の職員 4人

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置く。

3 副会長は、委員の互選により選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

(会議の定足数及び表決数)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

付 則 (昭和39年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和40年7月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年4月1日条例第9号)

(施行期日)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年12月22日条例第57号)

この条例は、平成23年1月6日から施行する。

付 則 (平成26年3月24日条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小金井市青少年問題協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市青少年問題協議会条例（昭和34年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項第2号に定める学識経験者は、次の各号に掲げる分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の範囲内で選出するものとする。

- (1) 青少年関係団体 4人以内
- (2) 教育関係団体 3人以内
- (3) 福祉関係団体 2人以内
- (4) その他専門的知識を有する者 3人以内

2 条例第3条第1項第3号に定める関係行政庁の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 小金井警察署長又は当該警察署の職員のうちから小金井警察署長が推薦する者
- (2) 東京都多摩府中保健所長又は当該保健所の職員のうちから東京都多摩府中保健所長が推薦する者
- (3) 東京保護観察所立川支部長又は当該支部の保護観察官のうちから東京保護観察所立川支部長が推薦する者
- (4) 小平児童相談所長又は当該児童相談所の職員のうちから小平児童相談所長が推薦する者

3 条例第3条第1項第4号に定める小金井市の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども家庭部に関する事務を担当する副市長
- (2) 教育長
- (3) 企画財政部長
- (4) 子ども家庭部長

(専門委員)

第3条 小金井市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に専門の事項を調査し、又は協議させるため必要があるときは、協議会の委員の中から会長が指名する専門委員を置くことができる。

(協議会)

第4条 委員が協議議題を提出しようとするときは、協議会開催7日前までに会長に提出するものとする。

(部会)

第5条 協議会において調査し、又は協議する必要があると認めるときは、目的別に部会を設置することができる。

(公印)

第6条 協議会の公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、材質、ひな型、用途及び個数は別表に定めるところによる。

2 前項の公印は、児童青少年課長が管守する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、子ども家庭部児童青少年課に置く。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

小金井市青少年問題協議会委員名簿

| No. | 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|-----|--------|-----------------------|-------------------------|
| 1 | 白井 亨 | 市長 | |
| 2 | 岸田 正義 | 市議会議員 | |
| 3 | 水谷 たかこ | 市議会議員 | |
| 4 | 安田 けいこ | 市議会議員 | |
| 5 | 渡辺 ふき子 | 市議会議員 | |
| 6 | 高木 章成 | 市議会議員 | |
| 7 | 橋本 洽祐 | 学識経験者 (青少年関係団体) | 青少年健全育成6地区連合会会長 |
| 8 | 黒須 よし江 | 学識経験者 (青少年関係団体) | 子供会育成連合会(三小・緑小ブロック代表) |
| 9 | 井上 貴陽 | 学識経験者 (青少年関係団体) | 小金井青年会議所(副委員長) |
| 10 | 岡部 静明 | 学識経験者 (青少年関係団体) | 体育協会(専務理事) |
| 11 | 浅野 正道 | 学識経験者 (教育関係団体) | 市立小中学校長会 (小金井第一小学校長) |
| 12 | 金井 誠 | 学識経験者 (教育関係団体) | 市立小中学校長会 (南中学校長) |
| 13 | 加辺 博之 | 学識経験者 (教育関係団体) | 市立小中学校PTA連合会 |
| 14 | 兵頭 友幸 | 学識経験者 (福祉関係団体) | 社会福祉協議会 |
| 15 | 浦野 知美 | 学識経験者 (福祉関係団体) | 民生委員児童委員協議会(主任児童委員) |
| 16 | 山本 雄一 | 学識経験者 (専門的知識を有する者) | 北多摩東地区保護司会小金井分区 |
| 17 | 瀧山 美恵 | 関係行政庁の職員 | 小金井警察署生活安全課長 |
| 18 | 平井 正博 | 関係行政庁の職員 | 東京都多摩府中保健所生活環境安全課長 |
| 19 | 樺澤 貴子 | 関係行政庁の職員 | 東京保護観察所立川支部主任保護観察官 |
| 20 | 波田 桃子 | 関係行政庁の職員 | 東京都小平児童相談所所長 |
| 21 | 神山 伸一 | 市の職員 | 市副市長 |
| 22 | 大熊 雅士 | 市の職員 | 市教育長 |
| 23 | 水落 俊也 | 市の職員 | 市企画財政部長 |
| 24 | 堤 直規 | 市の職員 | 市子ども家庭部長 |

過去5期における青少年問題協議会の調査テーマ等

| | テーマ | 内容 |
|-----|------------|---|
| 5期前 | 家庭の教育力を高める | 小・中学生と、その保護者に、子ども達をとりまく「家庭の教育力」についてのアンケート調査を実施 |
| 4期前 | 地域力 | 小・中学生と、その保護者に、子ども達をとりまく「地域力」についてのアンケート調査を実施 |
| 3期前 | 子どもの居場所 | 小・中学生と、その保護者に、子ども達をとりまく「子どもの居場所」についてのアンケート調査を実施 |
| 2期前 | 子どもの権利 | 市立小学4年生から中学3年生に、子どもの権利の視点から、子どもの実態を捉える子どもアンケート調査を実施 |
| 1期前 | コロナ禍の実態 | 市立小学校6年生（2校計6クラス）並びに中学校3年生（2校計4クラス）の児童・生徒及びその保護者に、コロナ禍における生活実態及びICT環境についてアンケート調査を実施 |

※ 小金井市の近隣7市のうち、調査テーマを設定して検討を行っている自治体は国分寺市と西東京市の2市。それ以外は、青少年に関する取組に関する報告等を主に実施。

【参考】国分寺市及び西東京市における直近期のテーマ

国分寺市：不登校問題について

西東京市：虐待について～心理的虐待と身体的虐待を中心に～

小金井市青少年問題協議会の運営方法等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民参加条例施行規則第5条及び第6条において、以下のとおり規定されている。

（会議録作成の基本方針）

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第6条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

- (2) 会議録は、各委員において、内容を確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。その件については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」の取扱い

- (1) 本協議会における検討内容等に対し、「意見・提案シート」の提出があった場合は、正式資料として公開の対象とする。
- (2) 無記名で提出されたものについては、参考資料として委員のみに配布する。
- (3) 公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合は配布せず、内容の一部がそのような内容の場合は、該当部分を黒塗りにして配布する。
- (4) 協議会開催日の1週間前までに提出されたものは、次回協議会で配布する。

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第2条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第3条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。

- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、飲食について会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないこと。
- (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないこと。ただし、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

意見・提案シート

◆小金井市青少年問題協議会への検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、児童青少年課にご提出ください。次回開催の1週間前に届いたものは、協議会で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。

氏 名 _____ ※公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しません。

(送付先)
小金井市子ども家庭部児童青少年課
〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9847
FAX：042-383-6577 E-mail：s050699@koganei-shi.jp